

第九十二回帝國議會 衆議院 裁判所法案委員會會議錄(速記)第五回

付託議案(審査修了のものを除く)
檢察廳法案(政府提出)(第三六號)

昭和二十二年三月十九日(水曜日)午前
十時五十分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事 三浦寅之助君、理事 荊木 一久君

理事 細野三千雄君

理事 小澤重喜君、理事 木村 昌君

理事 小川 錦君、理事 中村 又一君

理事 井伊 誠一君、理事 黒田 壽男君

理事 森 三樹二君、理事 酒井 俊雄君

三月十八日委員菊地義之輔君及び田万廣文君辭任につき、その補闕として黒田壽雄君及び森三樹二君を議長において選定した。

三月十八日檢察廳法案(政府提出)の審査を本委員に付託された。

出席國務大臣

司法 大臣 木村篤太郎君

出席政府委員

司法政務次官 北浦圭太郎君

司法事務官 佐藤 藤佐君

本日の會議に付した議案
檢察廳法案(政府提出)

○小島委員長 會議を開きます。昨日本委員會に付託せられました檢察廳法案を議題といたします。まず政府の説明を求めます。北浦政府委員。

○北浦政府委員 本案の説明を簡単にいたします。從來裁判所構成法によりまして、檢察は裁判所に附置された檢察局の職員として、廣義の意味の司法の分野に屬する檢察事務を行つてきた

のでありますが、實際お互いに長らく在野法曹としてやつておりまして、一般の世人の考えは、まるで檢察もしくは檢察局というものは、裁判所に附屬してあるような考えをもつておつたことは事實であります。ところが從來でもその通りでありまして、檢察事務は狹義の意味の司法、すなわち裁判では決してなかつた。今改正して初めて、そういうふうになりますのでなくして、從來からその通りであります。裁判ではない、従つて新憲法が司法權獨立の思想を、現行憲法以上に明瞭にいたしておることに鑑みまして、今度は御承知の通りに憲法ではまつたく獨立しておる。われわれの考えから申し上げますと、司法大臣というよりも檢察大臣。私はさような考えであります。新憲法によりますと、司法ではない。檢察大臣であると私は思つておりますが、それはど明瞭にいたしておりますから、裁判を行います裁判官及び裁判所と、公訴權を行う檢察及び檢察局とは、これを別個獨立のものとするものが、一層新憲法の精神に適するものと思ひますので、今回新憲法の施行に伴ひまして裁判所構成法の改正をいたします。それが、檢察局を裁判所から分離する。そうして獨立せしむる方針を、從來よりも一層明確にしたわけでありました。その結果前に本院に提案いたしましたところの裁判所法案のほかに、檢察及び檢察局に關する規定を設ける必要が生じたのであります。檢察及び檢察局に關する事項は、廣義の司法

制度の重要な一部をなすものであることはこれはもちろんであります。檢察は從來申しますところの起訴、それから刑の執行、こういうことをやるのでありますから、裁判とは性質は別個でございまして、一面相連なるところの國家の司法權の一部に相違はない。法律をもつてこれを規定するのを相當と信ぜられますので、本案を提案いたしました次第でございます。

要領を簡単に申し上げますと、新憲法では檢察官と申しておりますから、從來の檢察を檢察官と改め、檢察局を檢察廳と名前をかえたわけでございます。それから檢察廳は各裁判所に對應してこれを置くこととする。今回のこの檢察廳法を讀んでみますと、對應という文字が盛んに使われておりますが、今までは附置するという文字を使つておつたように思ひます。その種類は、最高裁判所に對應する最高檢察廳、それから高等裁判所に對應する高等檢察廳、地方裁判所に對應する地方檢察廳、簡易裁判所に對應する區檢察廳の四種類となつたわけでありました。

第三點は、新憲法のもとにおきましては裁判所の地位が向上するのに伴ひ、これに對應する檢察廳の地位もまたこれを向上せしむる必要を感じましたので、最高檢察廳及び高等檢察廳の長官たる檢察總長及び檢察長は特別の官といたしまして、その任免については天皇の詔證を経ることとしたのであります。なおこれは私が今ここで

思ひつたことではありますが、憲法には御承知の通り天皇の詔證ということ、簡條書きに書いてございます。その中に確かにその他の官吏という文字がはいつておつたと思うのであります。それから考えてみますと、これは憲法に適法だ。その他の官という文字は多少違ふかも知れませんが、そういう趣旨の言葉が新憲法に使われております。なお最高檢察廳において檢察總長を補佐する檢察官として、新たに次長檢察事の制度を設け、これまで特別の官といたしまして、その任免については天皇の詔證を経ることとした。地方檢察廳の長を檢察正と稱し、特別の官とせず、檢察をもつてこれに充てることは從來の通りであります。また新たに區檢察廳に二人以上の檢察官が、新たに區檢察廳に二人以上の檢察官が、また檢察及び副檢察官がおります場合には、監督官として上級檢察官を置き、檢察をもつてこれに充てることとしたのであります。また新たに副檢察官の制度を設けて、もつぱら區檢察廳において檢察官の職務を行わせることとした。副檢察官の制度を設ける理由は、裁判所法施行に伴ひまして違警罪即決例が廢止され、從來警察署長によつて即決されておつた違警罪、すなわち拘留または科料に該する罪が、すべて簡易裁判所において處理されることとなり、また、檢察官の取扱う事件は急に激増するわけでございますが、今にわかに從前の檢察と同様の資格を有する多數の檢察官を得ますことは、人的にも豫算的にも困難であるばかりで

なく、これらの事件は必ずしもすべて從來の檢察と同様の資格を有する者をして處理せしめる必要はございませんので、從來の嚴格な檢察の任用資格を緩和いたしました。所要の檢察官を得ようとする點に存するのであります。

第四點、檢察官の職務は、從來の檢察の職務と同じでありまして、刑事については公訴を行い、裁判所に法の正當な適用を請求し、裁判の執行を監督し、また裁判所の權限に屬するその他の事項についても、必要と認めるときは裁判所に通知を求め、または意見を述べ、また公益の代表者として法令の定めるその他の事務を行うのであります。なお檢察官が犯罪捜査の職權を有することはもちろんであります。

第五點、檢察官の任命は裁判所法による司法修習生の修習を終えた者、裁判官の職に在つた者または三年以上一定の大學において法律學の教授、助教の職にあつた者についてこれを行うのが通常の場合であります。辯護士は今後すべて司法修習生の過程を経ることと相なりますので、司法修習生の修習を終えた者として檢察に任せられる資格を有するのであります。副檢察官は前に申し述べた様な理由から、右の資格を有する者ほか、高等試験に合格した者、または三年以上行政令で定める二級官吏その他の公務員の職にあつた者で、副檢察選考委員會の選考を経たものの中からこれを任命することとしております。しこうして三年以上副檢察の職にあつて、別に定める考試を

經た者は檢事に任命することができるとし、特別任用の檢事を認めることと致しました。この副檢事及び特別任用の檢事の制度は、從來の裁判所書記、警察官等に對し、新たに昇進の途を開くものであつて、意義のある改革と考へて居ります。これはまことに結構な新たに設けられた制度でございます。從來のように何年書記をやつても、何年警察に勤めても、いわゆる從來の高等官として途が開けないというのと大いにこの趣を異にいたしまして長年在野法曹としてやつておつたわれわれが、非常に喜んでおる改正の要點でございます。

第六點、檢察官の職務遂行の公正を擔保するために、裁判官に準じ、その身分を保障する必要があることは贅言を要しないところでございます。本法律案におきましても、その點遺憾なきよう考慮して居ります。ただ、檢察官の身分保障が強固に過ぎ、心身の故障その他の事由により、檢察官の職務を行うに堪えない場合にも、なおかつこれを罷免することができないというやうなことは、決して當を得たものでありませんから、さうな場合には、檢察官、裁判官及び辯護士の中から選任された委員で組織されます檢察官適格審査委員會の議決を経まして、その官を免ずることができるよう致して居るのであります。

第七點、檢察官は、從來と同様司法大臣の指揮監督のもとにあるのであります。檢察官行使の獨立性を尊重するため、個々の事件の取調または處分に關しましては、司法大臣は、檢事總長のみを指揮することができるとなつて居ります。

第八點、檢事局にはこれまで檢事のほかに、檢事の取調又は處分に立會い、書類記録を作成し、その他庶務に従事する裁判所書記と、檢事の指揮を受け、その補佐として犯罪捜査に従事する檢察補佐官が居りますが、檢察廳には檢察官の外に檢察事務官と檢察技官とを置くこととしました。檢察事務官は從來の裁判所書記と檢察補佐官との兩者の行ふ事務を併せ行ふ權限を有するのであります。これによりまして人の經濟をはかるとともに、檢事直屬の捜査機關を設けまして、いわゆる人権蹂躪事件の根絶を期すべしとの一般の要望にもこたえんとするものであります。

檢察技官は、今後における犯罪捜査に關しましては、科學的知識を一層活用するの必要があると思ひますので、その技術を擔當せしめるためにこれを設けることとしたのであります。以上が檢察廳法案の要領であります。裁判所構成法による檢事局の組織及び檢事の制度と、根本においては大きな差はないものと申してさしつかえないと思ひます。何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決せられんことをお願いいたします。

○小島委員長 續いて質疑にはいりません。中村又一君。

○中村(又)委員 檢察廳法案に對しまして、ごく簡単に三、四點のことにつきましてお尋ねいたしたいと存じます。質問の第一は、檢察官と他の法令により捜査の職權を有するものとの關係は、檢察廳法中に明確に規定すべきものであらうと考へますが、この點に對する所見を伺いたいと存じます。は、現在裁判所構成法第八十四條、第

百三十五條、第三百七條、刑事訴訟法第二百四十八條、第二百四十九條等によりまして規定されております。が、裁判所構成法中の右諸規定が、兩者の基本的關係を律するものでありまして、刑事訴訟法の規定はその基本的關係の上に立つた規定であります。檢察官は申すまでもなく公訴權を行使する機關でありまして、犯罪捜査の最終段階を擔當し、他の捜査機關の行ふ捜査の總括をする立場にあるのであります。檢察官と他の法令により捜査の職權を有するものとの關係に關するところの檢察廳法の中に、當然明確にすべきであらうと存じます。然るに本法案はその第六條第二項によつて檢察官と他の法令により捜査の職權を有するものとの關係を、手續法である刑事訴訟法に譲つておりますが、これは本末轉倒の感なき能はずと思ひます。この點に對するまづ御當局の所見を伺いたいと存じます。

○木村(憲)國務大臣 まことにごもつともな御議論であります。しかし問題は警察制度の改革に關する根本的の事柄であります。その警察制度の改革の點につきましては、目下政府においては慎重研究中であります。近くその點がはつきりきまることがと思ひます。ただいまのところでは、とりあえず檢察官と司法警察官との關係は、刑事訴訟法の規定によることとしておるのであります。警察制度改革が根本的にきまりますと、その點に關することには、はつきり規定されることと存する次第であります。

○中村(又)委員 質問の第二點は、犯罪捜査を行います司法警察官については、臨時法制調査會の答申の中に左のごとき附帶決議がなされておりますが、政府のこれに對するお考えいかんという質問であります。すなわち附帶決議には「司法警察官はこれを檢察廳の所屬に移すべきものなるも、その適當な時期にいたるまで檢察廳は司法警察官に對する指揮監督及びその教養訓練を嚴にし、捜査の適正と迅速を期すべきものとす」とあるのであります。すなわち現在犯罪捜査の主體は檢事でありまして、司法警察官は檢事の指揮を受けて、補佐として犯罪の捜査を行うことになつております。しかし檢事は司法警察官に對し十分な身分上の監督權を有してはなかつたために、犯罪捜査に關する檢事の指揮命令が司法警察官に徹底せず、從來司法警察官の犯罪捜査におきましては、しばしば人權の尊重を缺くがごとき行動がありまして、世間の指彈と論議を醸したことは、われわれの常識に残つておる事實であります。そのために臨時法制調査會が、先に申しまするがごとき附帶決議を付しておりますが、この點に對しまして根本的の御考慮の方針いかんということを大臣に尋ねてみたいと存じます。

○木村(憲)國務大臣 お答えいたします。司法警察官と行政警察官との分離問題、すなわち司法警察官を檢事直屬のものに置く、これは多年われわれも要望し、また一般國民の輿論でもあるのであります。しかしこの點についていよく實施するということになりまして、よほどの研究を要するのであります。政府におきましても早くからその點については研究しておるのであります。これも前の警察制度の根本的

な問題と絡み合つておる問題でありまして、ただいまのところまだ成案を得て實施するという運びにはなつていないのであります。しかしながら政府といたしましては、法制調査會の附帶決議の趣旨を尊重いたしまして、御承知の通り昨年十一月に檢事局の職員として檢察補佐官といふものを設けまして、相當數の檢察補佐官を設けて、十分にこの制度を活躍せせたいと考へております。ただいまこの檢察補佐官の任用についてわれわれはせつかく努力中であるのであります。また檢事の指揮のもとに犯罪捜査を行はせることといたしまして、檢察廳においては御承知の通り檢察事務官といふものをおきまして、檢事の指揮のもとに犯罪捜査を行はせることになつておるのであります。この法案が御審議をされて實施の域にいたりますと、この檢察事務官は檢事のもとに捜査するということになりまして、これまでのやうな人權蹂躪といふやうなことは、全面的にこれを抹殺し得るというやうなことはできませんが、しかしその方向に徐々に導いていくということは信じて疑わないところであります。分離問題につきましては、警察制度の改革を根本的ににらみ合せて、政府は十分努力いたしたいと考へております。

○中村(又)委員 質問の要點をいまだ少し具體的に延長いたしまして第三の質問を試みたいと存じます。警察制度の改革という方針がいかなるものであります。司法警察事務と行政警察事務とは明瞭に區別せらるべきものと考へますが、これに對する政府の御所見を伺いたいのであります。すなわちその理由は、

な問題と絡み合つておる問題でありまして、ただいまのところまだ成案を得て實施するという運びにはなつていないのであります。しかしながら政府といたしましては、法制調査會の附帶決議の趣旨を尊重いたしまして、御承知の通り昨年十一月に檢事局の職員として檢察補佐官といふものを設けまして、相當數の檢察補佐官を設けて、十分にこの制度を活躍せせたいと考へております。ただいまこの檢察補佐官の任用についてわれわれはせつかく努力中であるのであります。また檢事の指揮のもとに犯罪捜査を行はせることといたしまして、檢察廳においては御承知の通り檢察事務官といふものをおきまして、檢事の指揮のもとに犯罪捜査を行はせることになつておるのであります。この法案が御審議をされて實施の域にいたりますと、この檢察事務官は檢事のもとに捜査するということになりまして、これまでのやうな人權蹂躪といふやうなことは、全面的にこれを抹殺し得るというやうなことはできませんが、しかしその方向に徐々に導いていくということは信じて疑わないところであります。分離問題につきましては、警察制度の改革を根本的ににらみ合せて、政府は十分努力いたしたいと考へております。

警察制度の改革という方針がいかなるものであります。司法警察事務と行政警察事務とは明瞭に區別せらるべきものと考へますが、これに對する政府の御所見を伺いたいのであります。すなわちその理由は、

現在司法警察事務と行政警察事務とは同一の警察官吏によつて遂行せられておるのであります。第一に、職務の内容が異つておるにもかかわらず同じ警察官吏によつて、その職務が行われておるのであります。明治八年太政官達第二九號、行政警察規則第一條、あるいは第三條、及び第四條等によつて見ますと、行政警察官の趣旨は、人民の凶害を豫防し安寧を保全するものとありまして、その職務は、人民の凶害を豫防すること、健康を看護すること、放蕩淫逸を制止すること、及び國法を犯さんとする者を隠密のうちに探索、警防すること等に大別せられておるのであります。警察行政の力及ばずして法律に背く者があるときは、その犯人を探索逮捕するは司法警察官の職務になつております。第二に、その権限を規定する根據が異つております。行政警察に關する權限は明治三十三年法律第八四號、行政執行法によつて規定せられ、司法警察に關する權限は刑事訴訟法によつて規定せられておるのであります。第三に、所管官廳を異にいたしております。行政警察事務は、内務大臣の所管でありますが、司法警察事務は司法大臣の所管するところとなつております。かように行政警察事務と司法警察事務とを明瞭に區別するのは、十分なる理由があるからであります。しかるに行政警察事務は直接裁判所の關連がないのでございます。司法警察事務は裁判と密接不可分の關係がありまして、その權限の行使は廣い意味における司法權の發動と考えなければなりません。従つてこの考えを徹底いたしますれば、司法警察官と行政警察

官とを分離いたしました司法警察官を檢察廳または司法大臣のもとに置かなければならぬという議論は當然出てくるのでございます。これまで警察官が行政警察に關する權限である行政檢察權を、司法警察事務である犯罪搜索に濫用するといふようなことがしばしばあつたために、先にも申し上げたところに、人權蹂躪問題等をひき起したところの實際に考えまするときにおいて、司法警察官と行政警察官とを、一日も早く明瞭に區別をいたし、いやくも行政警察上の權限を、司法警察上の權限の行使に濫用するがごとき餘地を存してはならぬと思つてございます。すなわち人權蹂躪問題を根絶する方法といたしまして、その効果のあるところを考へるときにおいて、人員の關係あるいは豫算の關係などを考へることを一歩越えまして、新憲法の實施せらるる今日におきましては、人權の根本の尊重の效力を事實に見る場合を考へるときにおきましては、直ちに實行すべきものと考へます。この根本理念に基きまして、ただいま質問いたしましたところの、警察制度の根本の改革であるところの司法警察の事務と、行政警察の事務とを、明確に區別せらるる方針はないかということをお尋ねいたしますのであります。

○北浦政府委員 中村君の御質問まことに私は同感であります。しかも私は多年そういう氣持をもつております。警察では御承知の通り司法警察と行政警察と今日までも區別いたしておりまして、すなわち司法警察はその下に刑事をやつておるのであります。司法警察と行政警察とを、一日も早く明瞭に區別をいたし、いやくも行政警察上の權限を、司法警察上の權限の行使に濫用するがごとき餘地を存してはならぬと思つてございます。すなわち人權蹂躪問題を根絶する方法といたしまして、その効果のあるところを考へるときにおいて、人員の關係あるいは豫算の關係などを考へることを一歩越えまして、新憲法の實施せらるる今日におきましては、人權の根本の尊重の效力を事實に見る場合を考へるときにおきましては、直ちに實行すべきものと考へます。この根本理念に基きまして、ただいま質問いたしましたところの、警察制度の根本の改革であるところの司法警察の事務と、行政警察の事務とを、明確に區別せらるる方針はないかということをお尋ねいたしますのであります。

○中村(又)委員 最後の質問としまして、第四點に檢察官の待遇問題をお尋ねしてみたいと存じます。檢察廳法案の中にはないのではありませんが、檢察官の待遇という問題は判事の待遇と相關連しまして、一應檢察廳法を審議するにあたりまして、關連的にお尋ねいたしておきたいと思つております。質問の要點は、まず第一に最高檢察廳にあるところの檢察總長の待遇問題であります。この檢察總長の待遇が、別の法律から見えますと、檢察總長の受ける俸給の額は、當分の閣務大臣の受ける俸給に次ぐものと、内閣

で見ますに、檢察官の職務權限において從來と全然同一であり、またその資格において裁判官と同一であると規定いたしておりますが、わが國の檢察制度は、英米の制度とはその趣を異にしておるのでありますから、檢察官はその特殊性に鑑みまして、これを一般行政官に比べまして、特別な待遇をせねばならぬと存しておるのであります。檢察廳法案の第二十一條におきまして、檢察官の受ける俸給は別に法律でこれを定めると規定をいたしておるゆえんもここにあらうと存するのでございませう。しかるにこの檢察總長の受ける報酬額は、この別の草案から見ますと、最高裁判所の十四人の判事よりも低いように規定せられ、これより上に見受けられるのでございませうが、檢察廳の檢察總長に對するところの俸給額に關する待遇問題に對して、少くも最高裁判所の十四名の、いわゆる判事と同額くらいにこれを待遇せらるる御所見があるかどうかということをお尋ねいたしてみたいのであります。

○北浦政府委員 司法官に對する待遇の悪いということ。これは私は多年さうに考へておりました。東條内閣の初めに當つて、その當時は實に司法官の待遇が他の行政官より非常に劣つておつた。そこで同僚に激を飛ばして、私は増額を要求したことがありましたが、今日におきましては、檢察官だけではありませぬ。判事も悪い。實際の状況を私はこの間大審院長から聞いたのであります。大審院の判事、それから控訴院の判事など、實に十數名の者が榮養失調で缺席しておるということを聞いた。實際五百圓で生活する。そんな

なことは無理だ。それで中村君のおつしやるように、しからば検事総長が最高裁判所の長よりも下である。これはどうか。まことに、ごもつともである。今英米の検察制度に觸れられましたが私の記憶いたしておるところによりますと、フランスのナポレオンからこちらへの検察制度は、あれは實際判事を監督したものであるから、地位がはるかに上である。實際それほど仕事が複雑であり、かつ困難であります。そこで中村君のおつしやるように、これは最高裁判所の長よりも待遇が下だということ、私は、私もどうも感心しかねる。その點は中村君の御意見のように、われわれはその實現に努力したいと思つております。殊に十四人の判事、これは仕事の上から考えまして、いかに判事もその仕事は複雑であります。重いのであります。調書を讀むだけでもなか／＼大變である。そうしてあの人たちは外界とのいろ／＼な交通がまるで遮断されておりますから、實際において、外からの収入というものは絶對にありません。最も神聖である。十四人の判事も大切であり、検事総長以下検事も大切である。よい待遇をして、そうして甲乙のないように、私も努力したいと考えております。さように御諒承をお願いいたします。

○小島委員長 中村君にお尋ねいたしますが、あなたの今の質問は、最高裁判所の長と同じとおつしやつたのですか。それとも最高裁判所の裁判官と同じくらいとおつしやつたのですか。

○中村(又)委員 ただいま委員長よりのお尋ねもありますから、第五點としていま一つただいまの親切なる御答辯に對しまして具體的に申し上げてみたいと思ひます。こへまいつております裁判官の報酬に關する法律案と檢察官の俸給に關する法律案とを比較検討いたしてみますと、すなわち最高裁判所の長官が總理大臣と同額でありまして、十四人の裁判官が悉く國務大臣と同額になつております。ただいま私が検事總長の待遇問題を申し上げましたのは、十四人の判事の國務大臣と同額になつておりますの額と、検事總長を同一には取扱わなければならぬと申し上げたのであります。すなわちこのことは、全國の檢察廳を指揮監督する最高檢察廳の、ただ一人の長官でありまして、この檢察總長の待遇問題であるといふこのこと自體は、以上のごとき事實によりまして權衡がとれない場合におきましては、廣く全國檢察官全體の待遇問題、及びひいては待遇上において受ける精神の問題にも關連をいだしまして、奮勵志氣に關する影響なども、一つの重大なる事柄として見逃してはならないことかと存じております。以上述べました通りに、検事總長は十四人の判事と同額なる待遇にといふことでございます。

○北浦政府委員 私はむしろ、最高裁判所の長が總理大臣と同じであるといふのならば、検事總長もそれと同じようにしたらいではないか。そう考へております。いわんや中村君のお説のように十四人の判事と同一にするといふことは、もちろん解釋によつては私は大賛成であります。

○中村(又)委員 ただいま政府委員の積極的な御答辯でまことにありがたく存じました。しかし總理大臣、あるいは衆議院議員、あるいは最高裁判所の長官と同一とまでは私は要求いたしません。少くとも國務大臣並、最高裁判所の十四人の判事並には實現を願いたいと思ひます。

○北浦政府委員 よく中村君のお説を記憶いたしておきまして、大いに努力するつもりでございます。

○小島委員長 判木久君。

○前木委員 先ほど中村委員から、司法警察官吏の身分上の上官を檢事にしたらよいではないかという御意見、それに對して司法警察制度全般の改正をまつという大臣の御答辯でございまして、この點につきまして、さらに一點大臣の御意見を伺ひます。裁判所と檢察廳が今度はまつたく別になりました。舊來裁判所に附置された検事局が今後は別に設置されることになった。先般同僚からも申されました通り、裁判所と檢察廳といふものはオフィスを全然別にするといふことは、たれも異論のないところだと思ひます。しかし戦災裁判所を復興するとかいふような便宜のある場合を除きましては、現在の日本の豫算、資材、勞力とにらみ合せてみますと、問題はなか／＼そう簡單じゃないと思ひます。殊に新設の簡易裁判所の場合を考えますと、さていつの日に一體完全に分離ができるか前途はなほ心細いものを感じるのがあります。私はこの際思い切つて檢察廳のオフィスを、警察の中にもちこむといふことにしたらどうか。このことは檢察廳が裁判所と同じ建物の中に存在するといふことが、あらゆる觀點から感服しないといふ、この消極的な面だけではない、積極的な必要があるのではないか。私は司法警察官吏の過去の陋習が、新憲法のもとにおきましても

必ずしもそのまゝいつまでも直らないと即断はいたしません。少くとも現在においては警察官吏といふものは、まず身分上の上官である所轄署長の意向に従ふといふことになつております。検事局に事件をまわすかまわさぬかといふことを、一應は警察自體が決定する。従つて検事局の側から見ますと、警察からあてがわれた事件を丹念に審理するといふ結果になつてゐる。これは現行の刑事訴訟法のもとにおいても、明らかに本末顛倒であります。しかもたれもこれを不思議に思う者はない。この制度止の慣習といふものは私は現在においては病膏肓にはいつてゐるのではないかといふ氣持がするのであります。このために警察の事件の取扱ひ件数といふものと、検事局の受理いたします件数との間には、非常な開きが出てきてゐる。あたかも司法警察官吏自體が、完全な獨立官廳として自立的に事件の取捨選擇を當然なし得るような状態を示してゐる。そのためにも、まず警察に事件のもらひ下げにいくという奇怪な現象が現われてくる。私は未だかつて検事局の——今度は檢察事務官になります——検事局の書記に對して、事件のもらひ下げにいつたといふ話を聞いたことがない。同じ檢察の補助員として、どうしてこういう不思議な差違を生ずるか。それよりこの差違をそのまま認めていかうかどうかといふことを私は考へるのであります。司法警察官吏は獨立官廳然としてその權限を揮つていくので、被疑者もしくはその關係者との間に、いまわしけれない行為といふものを、往々われわれ耳にするのであります。検事もしくは書記が被疑者の賄賂によつて、あるいは懇應によつてその請託を受けたといふ事例はきわめてまれであります。國民一般もそれは容易にできがたいことを理解しておりますから、たま／＼現職檢察の收賄事件などが出てまいると、天下の一大事のように騒ぎ立てるのであります。これに比べて防犯警察その他一般司法警察官吏のこの種の行為はどうであるか。これは私がこゝで申すまでもなく、永年この道で苦勞していらつしやる司法大臣はよく御承知の通りであります。彼等も司法の尊嚴の一翼を擔はなければならぬので、この現状のまま見逃しては、司法の威嚴などというものは成り立たない。これを是正する途は、先ほど中村委員の言われたように、身ぐるみ彼らを司法警察官のもとに入れてしまふか。それが諸般の状況上できないといふことなら、思い切つて檢察廳のオフィスを警察の方の中にもち込む。そうすれば警察の取扱ひ事件は、細大漏らさず檢察官の眼に觸れ耳に觸れる。そうすれば現在のような盤據すべき陋習は、ある程度肅正されるのじやないかと思ふ。また現在警察には永年の陋習として任意出頭といふような癖が残つていて、被疑者が警察の任意で留められていても檢察はこれを知らぬ。被告の大部分が口をそろえて言うには、警察から檢察の方に移されてから地獄から極樂に行つたやうな氣がすると言ふところが檢察はその地獄の半分について、一向ご存じがないといふ實情である。従つてこれに對して檢察は理解も同情もたぬ。刑事訴訟法に規定すれば、足ることを、特に新憲法は、第三十四號に憲法の體裁を傷めてまでこの規定を設けてゐる。全體を通過して、

實に調子の高い、一篇の詩のような感じがする新憲法は、これらの見苦しいものを挿入したことによつていかに不體裁になつてゐるか。これは司法大臣よく御承知の通りであります。この全體の調子を破つてまでこれらの規定を挿入しなければならぬというところに、既往の警察制度の大きな欠陥があつたといふことは、この際反省する必要があると思ふのであります。この憲法の規定を自信をもつて國民に保障するためにも、檢察官がそのオフィスを警察署内にもち込んで、公訴提起の前の裁判事務一切に對しては、その責任を負うといふことが、最も適當ではないかと考える。もしこれが實現できるといふことになつたら、全國のだらけた警察官に對しては、非常なセンセーションを巻き起すであらうし、官紀はおそらく肅正されるであらうと思ひます。それには道府縣の豫算と紛淆を來すとかいうような小乘的な、セクシヨナル的なところもあらうと思ひますが、それらは超越しても、新憲法實施と同時にこれを實現したいと考えるのであります。これは不可能なことではないと考えるのでありますが、大臣の御所見はいかがでございますか。

○木村(篤)國務大臣 確かに傾聴に値すべき御議論と私は考えます。警察官と檢事と密切に連絡を保つ、殊に身分權を檢察廳にとつて十分な指揮監督をするといふことは、現在においてはもつとも望ましいことと考へております。その一段階としてたゞいま御議論のよきに、簡易裁判所と檢察廳との間におきまして、檢察廳の一部を警察署へもつていつたらどうかといふことは、正しく私は現在の事情に即した御議論と

考へております。しかし御承知の通りこれは内務省との關係が非常に密接なものがあつて、また地方廳との關係その他複雑なる關係におきまして、急速にさようなことは私はできかねると思ふと、ここでお答え申し上げるよりいたし方ないと思ひますが、將來におきましてはおそらく警察制度全般の改革を見ますと、たゞいまのような方向にあるいは進んでいくのじやないかと考へております。ただ簡易裁判所の關係におきまして、今度は檢事が被疑者を逮捕する場合、令狀を判事から發せられることを必要とするものであります。が、その關係におきまして、やはり簡易裁判所に接續した心組で、檢察廳を分廳として設けるというような方向に進んで行くのじやなからうかと考へております。理想論としてはまことにこもつともであります。警察制度全般の改革とにらみ合わせまして、そういうことについては十分に考慮したい、こゝう考へております。

○小島委員長 本日はこの程度において散會いたします。

次會は明二十日午前十時から開會いたします。

昭和二十二年四月十一日印刷

昭和二十二年四月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局